知っておきたい福祉と制度の最新知識



R8.11.3

放課後等デイサービス　ひかり
放課後等デイサービス　ひかり　ねくすと
放課後等デイサービス　ひかり　すてっぷ
生　活　介　護　ひかり　こねくと

合同会社サンクスシェア
代表社員・相談支援専門員　田中　さとる



ホームページ



ｻﾝｸｽｼｪｱ相談支援専門員

パンフレット

電話連絡

アクセス

ヘルパーマッチング資料

ｲﾍﾞﾝﾄ案内

LINE公式登録

Facebook

NEW

オトナの学校11

NEW

ほろんcafe10月

R8.11.3最新知識

R8.11.3最新福祉制度（ひかり）

知っておきたい福祉と制度の最新知

R8.11.3　放課後等デイサービス　ひかり
ひかり　ねくすと
ひかり　すてっぷ
生活介護　ひかり　こねくと

卒業後の働く・暮らす・住む・お金・権利擁護

- セミナープレゼン資料（サンクスシェア） R8.11知っておきたい福祉と制度の最新知識
- 障害福祉サービスの利用について（全国社会福祉協議会）
  福祉サービス全社協
- 障害年金ガイド（日本年金機構）
- 四日市市の障がい者（児）福祉のてびき 四日市手引き
- あんしん保険（ぜんち共済株式会社）
- 成年後見制度はやわかり（厚生労働省）
- 親心の記録（日本相続知財センター）

メニュー

サンクスシェアブログ

1．計画相談事業【報告】
- ・相談支援ブログ
- ・相談実績
- ・社内研修
- ・相談支援の手引き

2．地域社会貢献事業（SNA）【報告】
- ★令和４年度報告
- ★令和５年度報告
- ★令和６・７年度報告
- ・KYOUKOU（強度行動障がい勉強会）
- ・hand to hand（親なき後を考える会）
- ・グローアップ学習会（障がい児支援）
- ・ほっこり会（保護者支援）
- ・相談支援勉強会（相談支援）

3．地域社会貢献事業（SNA）【SNA特典】
- ・フクイクカフェ（リーダー育成）
- ・会員紹介
- ・人財&相談リスト
- ・動画リスト
- ・メルマガリスト

サンクスシェアサービスコンテンツ

つながリンク

お問い合わせ

検索

サンクスシェア公式アカウント始めま
サンクスシェアやSNAプロジェクトの
トのお知らせなどお届けしていきます
↓

サンクスシェア

【田中聡（さとる）プロフィール】



1984(昭和59)年　小学校教諭として勤務
1996(平成8)年　国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
1999(平成11)年　福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる

2006(平成18)年　社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事
経験業務　特別支援学校放課後支援事業責任者
福岡市委託相談支援コーディネーター（**相談支援専門員**）
障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者
生活介護（障がい者通所施設）サービス管理責任者

2016(平成28)年　合同会社サンクスシェア創立
2016(平成28)年　相談支援事業所（障がい者）福岡市指定
2017(平成29)年　相談支援事業所（障がい児）福岡市指定
2020(令和　3)年　スペシャルニーズアシストプロジェクト（SNA）始動
2025(令和　7)年　障がい児成長支援協会　副理事就任

【資格】
・小中高教諭専修免許
・障害福祉サービスサービス管理責任者　・児童発達支援管理責任者
・主任相談支援専門員
・鳴門教育大学生徒指導学会会員
・西日本心理劇学会会員
・日本保健教育学会会員
・保育士

【実績】
2016(平成28)年　強度行動障がい勉強会を毎月主催
2017(平成29)年　福岡福祉向上員会事務局員
2022(令和　４)年　放課後等デイサービス８県24事業所スタッフ育成コンサルティング

◆　６３歳
◆　北九州市戸畑生まれ
◆　パイナップル好き
◆　納豆苦手
◆　寝付き 早起き得意
◆　好きなところ
「ストレスほぼなし」
◆　好きなフレーズ
「やれない理由を探さずに、どうしたらやれるかを考える！」

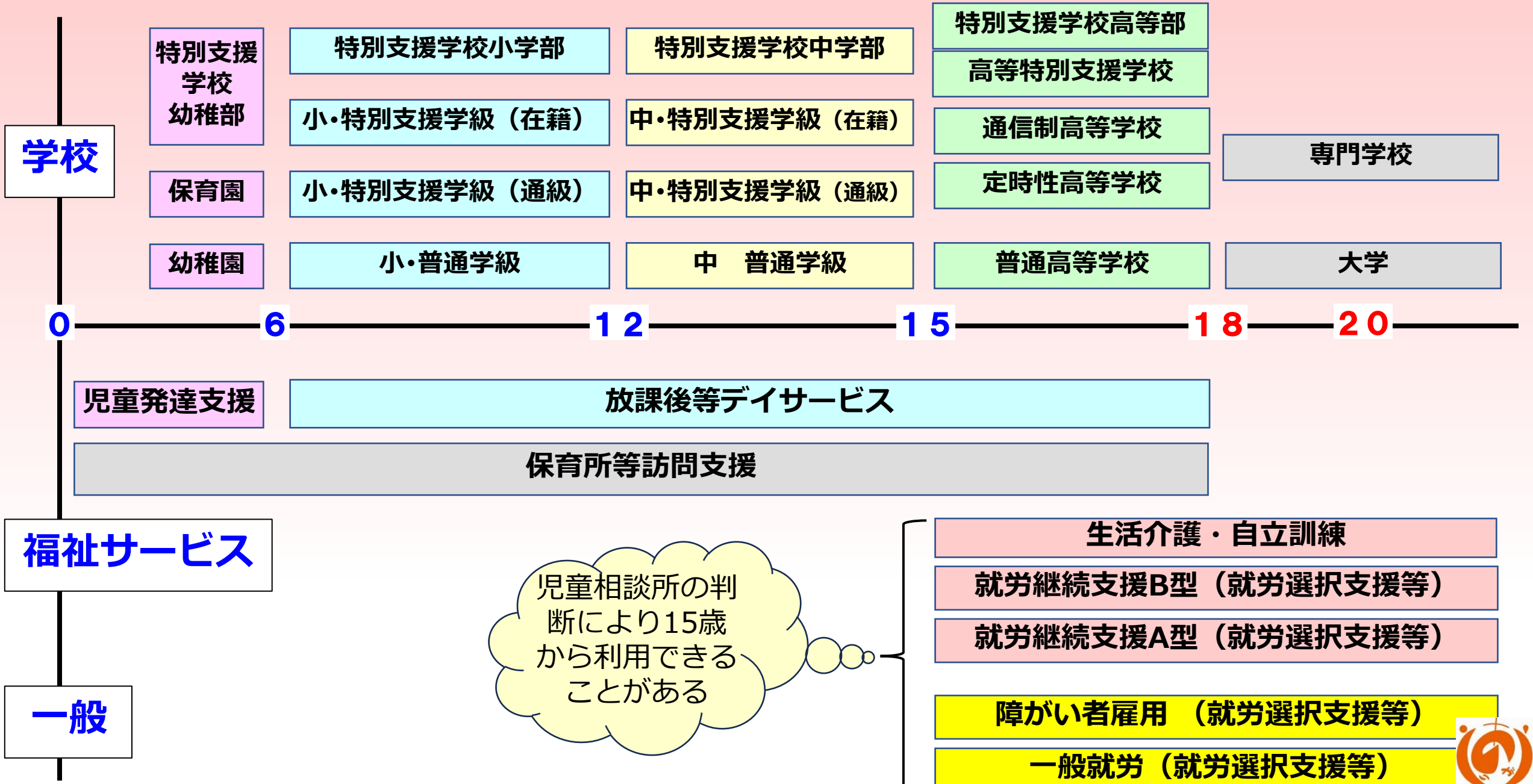
「Ｌｉｆｅ is choosing
人生は選択の連続だ」

サンクスシェア

進路

サンクスシェア

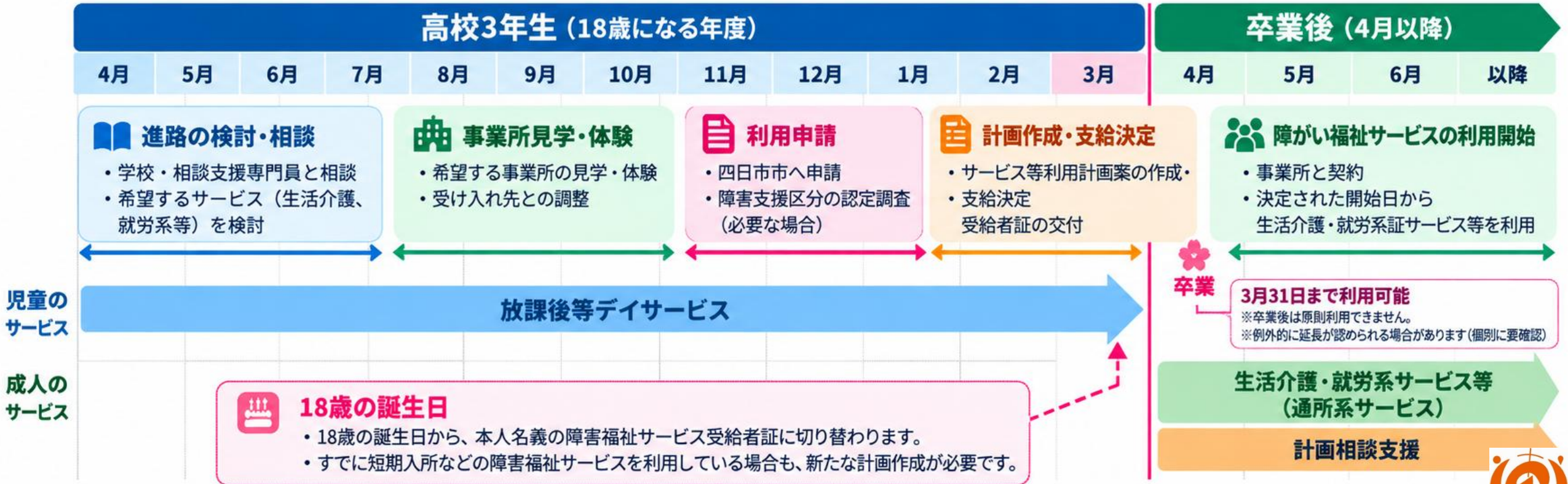
中学卒業・高校卒業


学校
特別支援学校幼稚部
保育園
幼稚園
特別支援学校小学部
小・特別支援学級（在籍）
小・特別支援学級（通級）
小・普通学級
特別支援学校中学部
中・特別支援学級（在籍）
中・特別支援学級（通級）
中　普通学級
特別支援学校高等部
高等特別支援学校
通信制高等学校
定時性高等学校
普通高等学校
専門学校
大学
0
6
12
15
18
20
児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
福祉サービス
一般
児童相談所の判断により15歳から利用できることがある
生活介護・自立訓練
就労継続支援B型（就労選択支援等）
就労継続支援A型（就労選択支援等）
障がい者雇用　（就労選択支援等）
一般就労（就労選択支援等）

四日市市 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えのイメージ

（例）高校3年生で18歳になる障がいのある方が、卒業後（3月）から生活介護や就労系サービス等の通所系サービスを利用する場合

- 下図は四日市市の一般的な流れをイメージ化したものです。申請時期や利用開始日は、本人の状況や事業所との調整により異なります。
- 具体的な手続き時期は、**四日市市 障害福祉課・こども発達支援課**にご確認ください。



お問い合わせ先

四日市市 障害福祉課
059-354-8527
生活介護・就労系サービス、計画相談支援、成人の受給者証について

四日市市 こども発達支援課
059-354-8064
放課後等デイサービスなど児童通所支援について

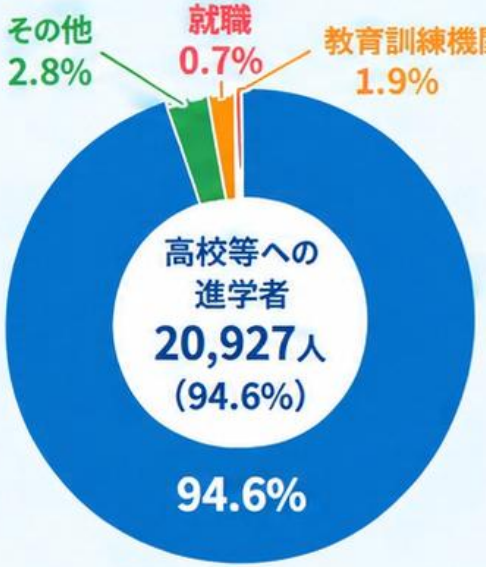
サンクスシェア

中学校卒業後の進路実績（進学先の内訳）

文部科学省「平成30年度特別支援教育資料」より作成　※全国・国公私立合計のデータです。

中学校特別支援学級の卒業者

卒業者総数　22,132人



高校等への進学の内訳（進学者 20,927人）



特別支援学校中学部の卒業者

卒業者総数　10,491人



高校等への進学の内訳（進学者 10,322人）



進学先の区分（共通）

- 一般の高等学校等
  （全日制・定時制・通信制・高等専門学校など）
- 特別支援学校高等部

出典：文部科学省「平成30年度特別支援教育資料」より作成　※全国・国公私立合計のデータです。

サンクスシェア

中学校卒業後の進学先ガイド

01 全日制高校｜普通科

教科学習を幅広く学ぶ。毎日の通学を基本とする。

卒業時：高校卒業資格

02 全日制高校｜専門・総合学科

工業・商業・福祉などの専門分野や選択科目を学ぶ。

卒業時：高校卒業資格

03 定時制高校

昼間・夜間などの時間帯で学ぶ。3〜4年制など。

卒業時：高校卒業資格

04 通信制高校

自宅学習・レポート・スクーリングを組み合わせる。

卒業時：高校卒業資格

05 特別支援学校高等部｜普通科等

個別の教育的支援を受け、学習・生活・社会参加の力を育む。

卒業時：大学入学資格

06 特別支援学校高等部｜職業系

職業実習や働くための力を重点的に学ぶ。設置学科は地域差あり。

卒業時：大学入学資格

07 高等専修学校

調理・美容・情報などの職業分野を実践的に学ぶ。

卒業時：大学入学資格は課程による

08 高等専門学校（高専）

工学・情報などを中心に、一般的に5年間一貫して学ぶ。

卒業時：修了時に準学士

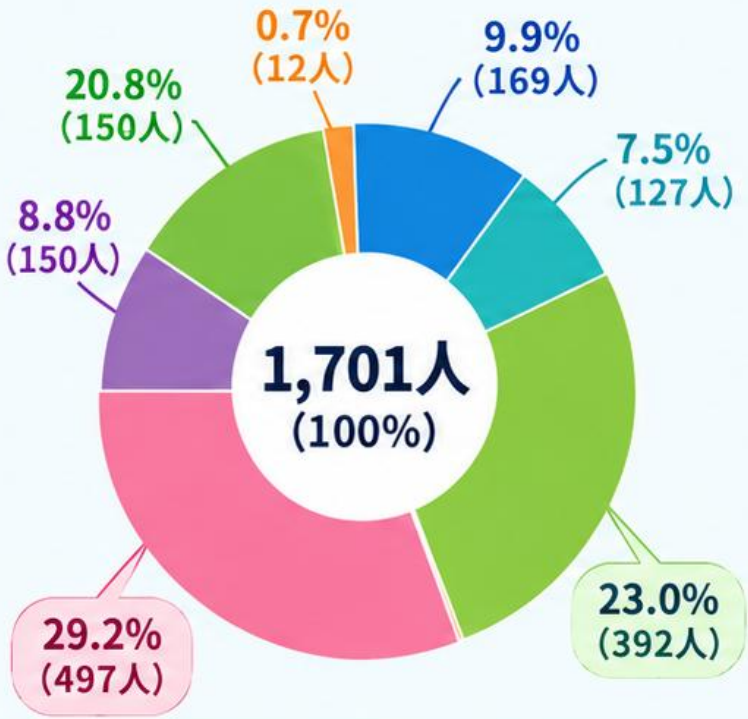
学校選びの確認ポイント：通学負担／授業の進め方／合理的配慮・相談体制／実習・進路支援／費用
※単位制は全日制・定時制・通信制と重なる制度。学校ごとに教育内容・入学条件・支援体制が異なります。

資料用の概要です。実際の制度・資格・入学条件は各学校・教育委員会の最新案内をご確認ください。

サンクスシェア

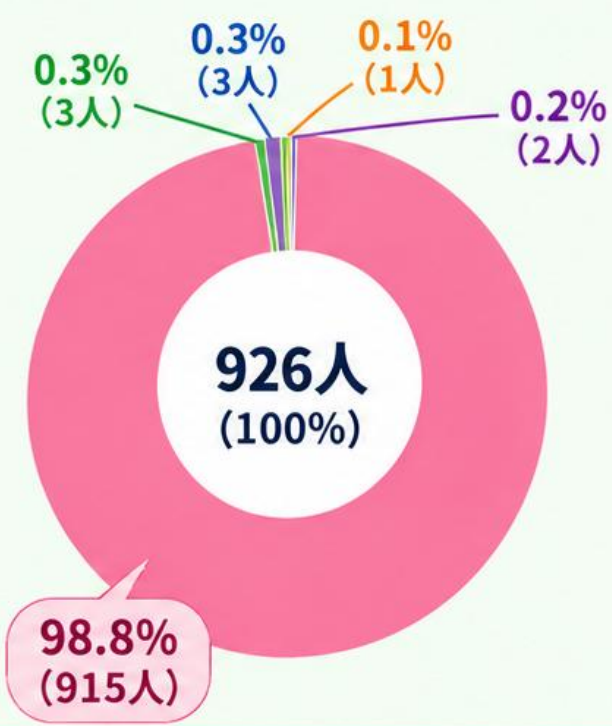
東京都の中学校卒業者の進学先の内訳（2025年3月卒業者）

中学校特別支援学級の卒業者
（進学者総数 1,701人）



- 全日制高校 9.9%（169人）
- 定時制高校 7.5%（127人）
- 通信制高校 23.0%（392人）
- 高等専門学校 0.7%（12人）
- 特別支援学校 高等部・普通科 29.2%（497人）
- 特別支援学校 高等部・職能開発科 8.8%（150人）
- 特別支援学校 高等部・就業技術科 20.8%（354人）

特別支援学校中学部の卒業者
（進学者総数 926人）



- 全日制高校 0.2%（2人）
- 定時制高校 0.1%（1人）
- 通信制高校 0.2%（2人）
- 特別支援学校 高等部・普通科 98.8%（915人）
- 特別支援学校 高等部・職能開発科 0.3%（3人）
- 特別支援学校 高等部・就業技術科 0.3%（3人）

中学校特別支援学級の進学先の内訳（まとめ）

一般の高校・高等専門学校	特別支援学校高等部
700人（41.2%）	1,001人（58.8%）

サンクスシェア

手続き

サンクスシェア

18歳・20歳

18歳（2022.４～成人）

- 親の同意がなくても契約ができる
  - ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる
  - ・一人暮らしの部屋を借りる など

  （※ 親権による未成年者取消権　✕）
- 住む場所、進路など自分で決める
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚：男女とも18歳
- 普通自動車免許の取得
- 選挙権

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 国民保険料の加入（※ 障害年金）
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
福祉サービスの受給者証	**１８歳の誕生月の月末まで**は、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	**誕生日の２か月程度前から**（市町村役所から案内が届く）	放課後等デイサービスについては、**高校卒業まで**引き続き利用できる。 負担上限額は、本人及び配偶者のみの所得による。（放デイを除く）
区分認定の調査	障害者のサービスの受給者証の交付を受けるにあたって、**区分認定の調査**が必要。	**誕生月の３か月程度前から**	※**区分が必要なサービス**利用をする場合
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車が障害者本人の名義である必要がある。		

サンクスシェア

障害福祉サービスの種類（訓練等給付・介護給付の一覧）

障害福祉サービスは、目的や内容に応じて「訓練等給付」と「介護給付」に分けられます。18歳以上の方が利用できる主なサービスは次のとおりです。

訓練等給付（自立した生活や就労に向けた支援）

生活や就労に必要な知識・能力を身につける訓練や、社会参加のための支援を行うサービスです。

サービス名	対象となる方（主な例）	主な内容	利用期間の目安
自立訓練（機能訓練）	・身体機能の向上が必要な方	生活に必要な身体機能の維持・向上のための訓練（運動、作業、生活動作など）	原則2年
自立訓練（生活訓練）	・生活能力の向上が必要な方	食事・家事・コミュニケーションなど日常生活の訓練	原則2年
就労選択支援 NEW	・就労を希望する方 ・就労に向けて適した働き方を検討したい方	本人の希望や適性を踏まえ、就労に関する情報提供、職場見学・体験などを行い、就労先や働き方の選択を支援	原則1年（標準利用期間）
就労移行支援	・一般企業への就職を希望する方（原則65歳未満）	就職に向けた訓練、職場実習、就職活動の支援	原則2年
就労継続支援A型	・一般企業での就労が難しいが、雇用契約に基づく就労が可能な方（原則65歳未満）	雇用契約に基づく就労の機会の提供（生産活動の機会）	定めなし
就労継続支援B型	・一般企業での就労が難しい方（年齢制限なし）	生産活動の機会の提供、知識・能力の向上のための訓練	定めなし
就労定着支援	・就労移行支援等を利用して一般就労した方（原則65歳未満）	就職後の職場定着のための相談・支援	最長3年
自立生活援助	・一人暮らしを希望する方など	定期的な訪問や相談による生活の支援	定めなし
共同生活援助（グループホーム）	・共同生活を希望する方	住まいの場の提供、生活の支援（食事・見守りなど）	定めなし

介護給付（生活に必要な介護や支援の提供）

日常生活において介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事などの支援を行うサービスです。

サービス名	対象となる方（主な例）	主な内容
居宅介護（ホームヘルプ）	・自宅で生活する方	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、調理・掃除・買い物などの生活援助、通院等の介助
重度訪問介護	・重度の障がいがあり常に介護が必要な方	自宅での長時間の介護、外出時の支援など
同行援護	・視覚障がいのある方	外出時の移動の支援（情報の提供、代筆・代読などを含む）
行動援護	・知的障がいや精神障がいにより、行動上の支援が必要な方	外出時の危険回避の支援、行動する際に必要な援助
療養介護	・医療と常時の介護を必要とする方	医療機関での長期的な医療と介護（日中は医療機関で支援を提供）
生活介護	・常に介護が必要な方（主に日中の支援が必要な方）	日中の入浴・排せつ・食事の介護、創作活動・生産活動の機会の提供など
施設入所支援	・施設に入所する方（主に夜間も支援が必要な方）	夜間を含む生活全般の支援（食事・入浴・排せつなど）

利用のポイント

- 利用には市区町村への申請と「障害支援区分」の認定（介護給付）が必要です。
- 訓練等給付は、障害支援区分の認定が不要なサービスもあります。
- 利用者の状況や希望に応じて、複数のサービスを組み合わせて利用することもできます。

対象年齢

- 原則として18歳以上の方が対象です。
- 18歳未満の方は、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用します。

障がい支援区分の一覧と主な状態の目安

障害福祉サービスの必要性を示す区分です

区分	分類	主な状態の目安	生活のイメージ（例）	利用できる主なサービスの例
非該当	支援の必要性が低い	日常生活はほぼ自立しており、障害福祉サービスの支援が不要と判断される状態。	 ほとんど支援を必要とせず、一人で生活できる。	一般的に障害福祉サービスの利用対象外。
区分1	軽度の支援が必要	日常生活の一部に見守りや手助けが必要。（例：服薬管理、金銭管理、社会生活の一部で支援）	 一人でできることが多いが、一部で支援が必要。	相談支援、移動支援などの一部サービス。
区分2	部分的な支援が必要	食事・入浴・排せつなどの一部で支援が必要。日中活動や社会生活においても見守りが必要な場面がある。	 日常生活の一部に介助や見守りが必要。	居宅介護、生活介護、短期入所 など。
区分3	中程度の支援が必要	食事・入浴・排せつなど、日常生活の多くの場面で支援が必要。行動面や理解面での支援も必要な場合がある。	 日常生活に継続的な支援が必要。	居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 など。
区分4	やや重度の支援が必要	日常生活全般において、継続的で広範囲な支援が必要。行動や意思疎通に特別な配慮が必要な場合が多い。	 多くの場面で介助が必要。常に見守りが必要な場合もある。	居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、施設入所支援 など。
区分5	重度の支援が必要	日常生活のほぼ全てにおいて支援が必要。行動上の困難や医療的ケアが必要な場合もある。	 常時の介助が必要。行動面の支援や医療的ケアが必要な場合もある。	重度訪問介護、生活介護、短期入所、施設入所支援 など。
区分6	最重度の支援が必要	日常生活の全てにおいて、常時かつ広範囲な支援が必要。強い行動上の困難や重度の医療的ケアが必要な場合が多い。	 常時の介助や見守りが必要。医療的ケアを含む総合的な支援が必要。	重度訪問介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、重度障害者等包括支援 な

サンクスシェア

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
障害年金の手続き	**病院受診や診断書など**必要な書類がある。	**誕生月の３か月ほど前から**申請が可能。	
特別障害者手当の手続き	障害児福祉手当は、お子さんが**20歳を迎える前日**で喪失。 特別障害者手当は、診断書等の書類が必要。	**誕生月の３か月程度前から**（市町村役所から案内あり）	**障害児福祉手当**と要件が異なるので要チェック。
有料道路の割引制度	ＥＴＣにより、有料道路の割引制度を利用している場合、ＥＴＣカードを**障害者本人名義**に変更が必要。	**誕生月の２か月前から**	

サンクスシェア

重 ← 障害の程度 → 軽

	1級	2級	3級
厚生年金（2階）	障害厚生年金（1級） 報酬比例の年金額※1	障害厚生年金（2級） 報酬比例の年金額※1	障害厚生年金（3級） 報酬比例の年金額※1
	配偶者の加給年金※2	配偶者の加給年金※2	報酬比例の年金額※3 / 障害手当金※4
	月額　約88,260円 （支援給付金あり約95,285円）	月額　約70,608円 （支援給付金あり約76,228円）	
国民年金（1階）	障害基礎年金（1級） 1,059,125 円 （昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,056,125円）	障害基礎年金（2級） 847,300 円 （昭和31年4月1日以前に生まれた方 844,900円）	
	子の加算※2	子の加算※2	

※1　報酬比例の年金額の計算式は下記参照

※2　対象者がいる方のみ加算されます
支給額は10ページ参照

※3　障害厚生年金3級の最低保障額は635,500円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は633,700円)

※4　（報酬比例額の年金額×2）を一時金として支給
障害手当金の最低保障額は1,271,000円
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,267,400円)

図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。　日本年金機構資料

サンクスシェア

手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- ☐ 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- ☐ 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- ☐ 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- ☐ 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- ☐ 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える
  （面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付）
- ☐ 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- ☐ 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く
  （医療機関に受診していない期間も記載する）
  （医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく）
- ☐ 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

⇩

窓口に裁定請求書を提出

資料：YORISOU社会保険労務士法人

初診日の考え方

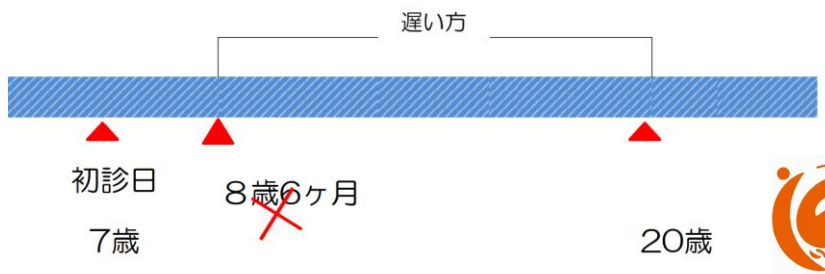
＜知的障害＞
知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が２０歳以降であっても）、特例的に２０歳前（出生日）に初診日があるものとして取り扱う。
初診証明も不要。

＜知的を伴わない発達障害＞
知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が２０歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。２０歳前に初診日がある場合も初診証明必要。

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例）



サンクスシェア

障害者（児）
福祉のてびき

四日市市社会福祉事務所障害福祉課

もくじ

所…所得制限のあるサービス
介…介護保険で同等のサービスがあるもの

主な障害者施策の一覧 4
障害者総合支援法 10

相談の窓口
視覚障害者相談支援事業 15
聴覚障害者相談支援事業 15
障害者相談支援事業 16
就業・生活相談支援事業 16
三重県自閉症・発達障害支援センター 17
三重県難病相談支援センター 17
高次脳機能障害支援拠点機関 三重県身体障害者総合福祉センター 17
四日市日常生活自立支援センター 18
成年後見制度 18
障害者虐待についての通報・相談 18
身体障害者相談員 19
知的障害者相談員 19
市役所等の相談窓口 20

手　帳
身体障害者手帳 22
療育手帳 23

日常生活の援助
補装具費（購入・修理）の支給 所 介 24
車いすの貸出 24
日常生活用具の給付 所 介 24
紙おむつの給付 所 介 30
点字出版物の給付 30
声の広報・点字広報の発行 31
点字・録音資料の貸出、対面読書 31
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 所 32
居宅介護 介 33
障害者（児）短期入所 介 33
生活介護 介 34
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 34
就労移行支援 35
就労選択支援 35
就労継続支援 35
児童通所支援 36
高額障害福祉サービス等給付費 37
日中一時支援事業 38
重度障害者等就労支援特別事業 38
視覚障害者等歩行訓練等事業 38
四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費 39
訪問入浴サービス 介 39
訪問給食サービス 介 39

健康・医療
障害者医療費の助成 所 40
特定疾病療養受療証の交付 40
後期高齢者医療制度 40
指定難病にかかる特定医療費の支給 41
自立支援医療（更生医療）の支給 所 41
自立支援医療（育成医療）の支給 41
自立支援医療（精神通院）の支給 41
小児慢性特定疾病医療費の支給 42
医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS） 42
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付 43
あけぼの学園の専門職による個別支援 43
障害者（児）の歯科診療 44
歯ートネット四日市・みえ歯ートネット 44
介護保険 45

年金・手当・扶養共済
障害基礎年金（国民年金） 所 46
障害厚生年金（厚生年金保険） 46
障害年金生活者支援給付金 47
心身障害者扶養共済制度 47
特別障害者手当 所 48
障害児福祉手当 所 48
特別児童扶養手当 所 49
児童扶養手当 所 49
四日市市重度障害（者）手当 所 50
四日市市重度障害（児）手当 50

税金の軽減など
所得税、市・県民税の所得控除 51
市・県民税の非課税制度 51
利子所得の非課税制度（障害者等のマル優） 51
相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度 51

自動車
自動車税等の減免 52
自動車と消費税 54
自動車運転免許取得費の助成 所 55
自動車改造費の助成 所 55
自動車燃料費用の助成 所 56
運転免許の適性審査 56
身体障害者標識・聴覚障害者標識 56
有料道路通行料金の割引 57
駐車禁止の除外指定 58
おもいやり駐車場利用証制度 58

公共料金の減免など
鉄道運賃の割引 59
バス運賃（JR、三交、三岐等）の割引 59
タクシー運賃の割引 60
タクシー料金の助成 所 60
航空運賃の割引 60
市営自転車等駐車場料金の減免 61
NHK放送受信料の免除 所 62
青い鳥郵便はがきの配布 62
携帯電話の使用料の割引 63
NTT無料番号案内（ふれあい案内） 63

住　宅
障害者世帯住宅 所 64
県営住宅に関するお問い合わせ 64

社会参加
障害者デイサービス　機能訓練（理学療法） 65
障害者デイサービス　機能訓練（言語リハビリ） 65
障害者デイサービス　社会適応訓練（点字教室） 66
障害者デイサービス　創作的活動 66
四日市市障害者福祉センター（貸館） 66
移動支援 67
同行援護 67
手話通訳者・要約筆記者の派遣 68
失語症会話パートナーの派遣 68
FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報 68
選挙の投票 69
障害者就労支援 70
障害福祉サービス事業所等通所費の給付 70
知的障害者社会適応訓練 70
四日市視覚障害者福祉センター 71
知的障害者青年学級（青年のつどい） 71
四日市市障害者体育センター 71

貸付等
生活福祉資金貸付 72

職　業
四日市公共職業安定所（ハローワーク四日市） 74
三重障害者職業センター 74
国立（県営）愛知障害者職業能力開発校 74
国立職業リハビリテーションセンター 74
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 74

福祉のまちづくり
バリアフリーのまちづくり 75
身体障害者補助犬 76
障害を理由とする差別の解消の推進 77
苦情解決 77
身体障害者障害程度等級表 78

サンクスシェア

障害者（児）

福祉のてびき

四日市市社会福祉事務所障害福祉課

施策 ＼ 障害の種別・等級	てびき本文ページ	知的障害 A1	知的障害 A2	知的障害 B1	知的障害 B2	視覚障害 1	視覚障害 2	視覚障害 3	視覚障害 4	視覚障害 5	視覚障害 6	聴覚・平衡機能障害 2	聴覚・平衡機能障害 3	聴覚・平衡機能障害 4	聴覚・平衡機能障害 5	聴覚・平衡機能障害 6	音声言語そしゃく 3	音声言語そしゃく 4	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 1	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 2	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 3	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 4	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 5	肢体不自由 上肢・下肢・体幹 脳原性運動機能障害 6	内部障害（心臓・じん臓・肝臓など） 1	内部障害（心臓・じん臓・肝臓など） 2	内部障害（心臓・じん臓・肝臓など） 3	内部障害（心臓・じん臓・肝臓など） 4
【日常生活の援助】																												
補装具費（購入・修理）の支給 所 介	P24					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	△		△	△
日常生活用具の給付 所 介	P24	○	○			○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△		△	△
紙おむつの給付 所 介	P30	○	○																○	○								
声の広報・点字広報の発行	P31					○	○	○	○	○	○																	
点字・録音資料の貸出、対面読書	P31					○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○				
居宅介護 介	P33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者（児）短期入所 介	P33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就労継続、生活介護など（介）	P34 P35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
視覚障害者等歩行訓練等事業	P38					○	○	○	○	○	○																	
訪問入浴サービス 介	P39																		○	○								
訪問給食サービス 介	P39																		○	○								
【健康・医療】																												
障害者医療費の助成 所	P40	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
自立支援医療費（更生医療）の支給 所	P41					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	P43																		○	○								
【年金・手当・扶養共済】																												
障害基礎年金（国民年金）所	P46	○	○	△	△	○	○	○				○	○				○		○	○	△				△	△	△	
心身障害者扶養共済制度	P47	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○	
特別障害者手当 所	P48	詳しくは障害福祉課手当・医療費係　TEL 059−354−8163 へお問い合せください。																										
障害児福祉手当 所	P48																											
特別児童扶養手当 所	P49	詳しくはこども手当・医療給付課　TEL 059−354−8083 へお問い合せください。																										
児童扶養手当 所	P49																											
四日市市重度障害（者）手当 所	P50	○	○			○	○					○							○	○					○	○		
四日市市重度障害（児）手当	P50	○	○			○	○					○							○	○					○	○		
【税金の軽減など】																												
所得税、市・県民税の所得控除	P51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

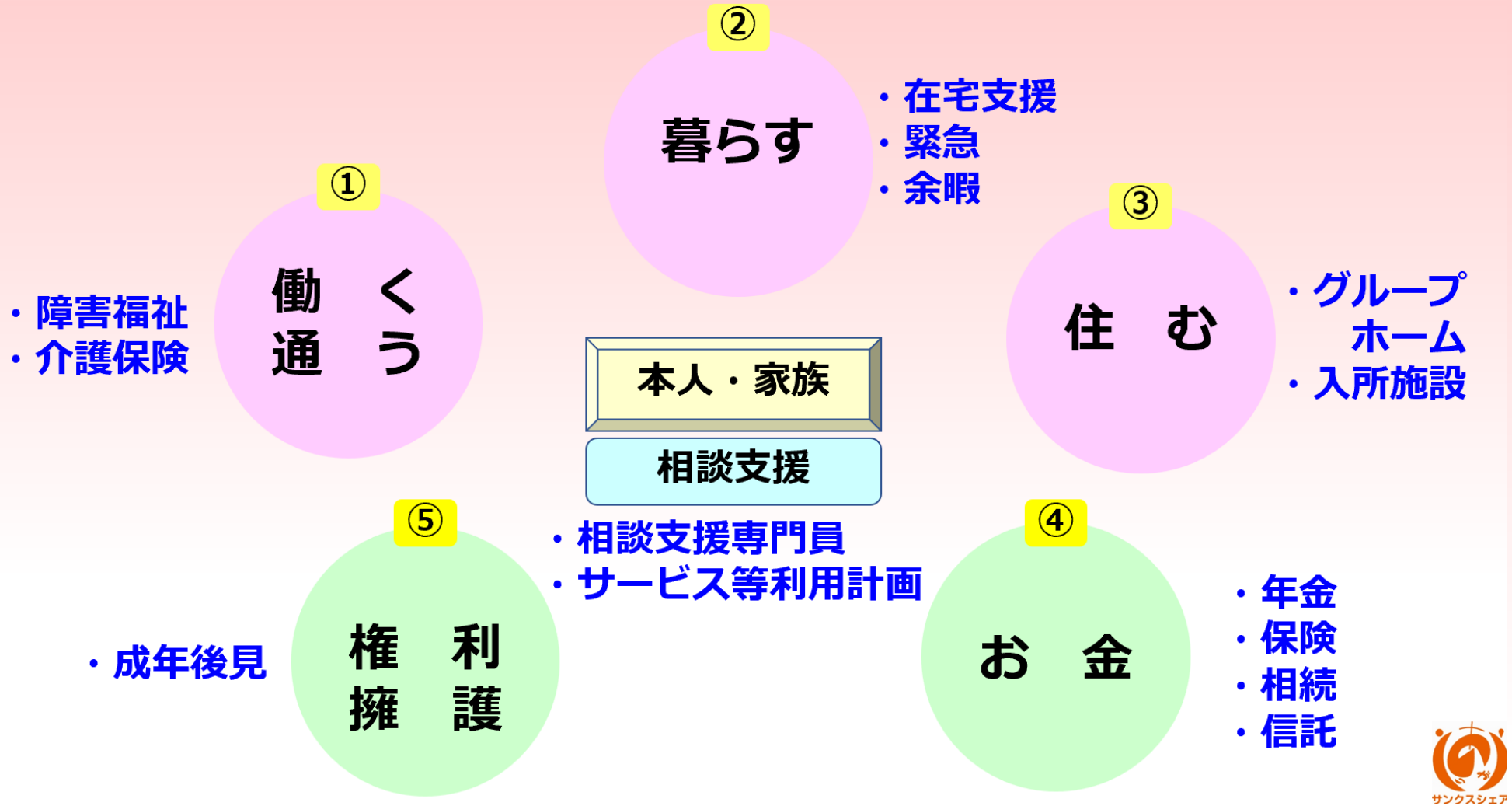
【自動車】																												
自動車税等の減免	P52	○	○			○	○	○	○			○	○				△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	
自動車運転免許取得費の助成 所	P55											○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
自動車改造費の助成 所	P55																		○	○	○	○	○	○				
自動車燃料費用の助成 所	P56																		△	△	△				○			
有料道路通行料金の割引	P57	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おもいやり駐車場利用証制度	P58	○	○			○	○	○	○			○	○		△				○	○	△	△	△	△	○	○	○	○
【公共料金の減免など】																												
鉄道運賃の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス運賃（JR、三交、三岐等）の割引	P59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー料金の助成 所	P60	○	○			○	○												△	△	△				○			
航空運賃の割引	P60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【住宅】																												
障害者世帯住宅 所	P64																		○	○	○							
【社会参加】																												
障害者デイサービス	P65					○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○	
機能訓練	P65 P66																△	△	○	○	○							
移動支援	P67	○	○	○	○														△									
同行援護	P67					○	○	○	○	○	○																	
手話通訳者・要約筆記者の派遣	P68																△	△										
失語症会話パートナーの派遣	P68																△	△										
選挙の投票	P69																		△	△					○	○	○	
【貸付等】																												
生活福祉資金貸付	P72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

サンクスシェア

働く・通う　暮らす　住む　お金　権利

サンクスシェア

知っておきたい５つの制度


②
暮らす
・在宅支援
・緊急
・余暇
①
働　く
通　う
・障害福祉
・介護保険
③
住　む
・グループ
ホーム
・入所施設
本人・家族
相談支援
・相談支援専門員
・サービス等利用計画
⑤
権　利
擁　護
・成年後見
④
お　金
・年金
・保険
・相続
・信託

①　働く・通う

障害のある方の就労・障害福祉サービスの状況【2025年最新】

障害者総数
約1,164万人（※1）
（内訳）身体436.0万人・知的109.4万人・精神618.7万人

18歳～64歳の在宅者数
約481万人（※2）
（内訳）身体101.7万人・知的58.8万人・精神320.5万人

※1　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数等を基にした推計値。
※2　18歳～64歳の在宅者数（手帳所持者数等を基に推計）。
出典：内閣府「障害者白書（令和6年度版）」等（2024年時点の最新値）。

一般就労への移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職率 **約30.3%**（令和5年度卒）
② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職者数 **年間 約2.1万人**（令和5年度）

学校から社会へ

特別支援学校 高等部
↓
大学・短期大学 専門学校 等
↑
一般高校（支援のある生徒）

障害福祉サービス（就労系・日中活動系）

就労移行支援	約 3.6 万人（令和5年度）
就労継続支援 A 型	約 8.2 万人（令和5年度）
就労継続支援 B 型	約 34.4 万人（令和5年度）

就労系から一般就労への移行

年度	移行者数（前年比）	
H27	10,920人	6.8倍
H28	11,928人	7.4倍
H29	13,517人	8.4倍
H30	14,845人	9.2倍
R1	19,963人	12.4倍
R2	21,919人	13.6倍
R3	21,380人	13.3倍
R4	19,963人	12.4倍
R5	**21,845人**	**13.6倍**

13,288人／年
（うち就労系障害福祉サービス 7,773人）

705人／年
（令和5年度）

特別支援学校 卒業生 22,078人
（令和5年度）

就職
6,979人／年
（令和5年度）

企業等

雇用者数
約64.2万人
（令和6年6月1日現在）
※43.5人以上の企業
※身体・知的・精神の手帳所持者

ハローワークからの紹介就職件数
109,435件
（令和5年度）
※A型：25,458件を含む

出典：内閣府「障害者白書（令和6年度版）」、厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果（令和6年6月1日現在）」、厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況（令和5年度）」、文部科学省「特別支援学校卒業後の状況調査（令和5年度卒）」、厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況（令和5年度）」より作成。

サンクスシェア





奇跡①　障がい者の法定雇用率100%
奇跡②　補助金なしで株式会社として成立
奇跡③　廃棄物処理施設の運転・管理で全国トップクラス
奇跡④　社員が成長し、イキイキと仕事しているという外部評価
奇跡⑤　辞めたいと言ってくる社員がほとんどゼロ
奇跡⑥　合否関係なく候補者に喜ばれる採用面接
奇跡⑦　ずっと昔から「ＳＤＧｓ」「ダイバーシティ」「理念経営」を実践

企業の理念例

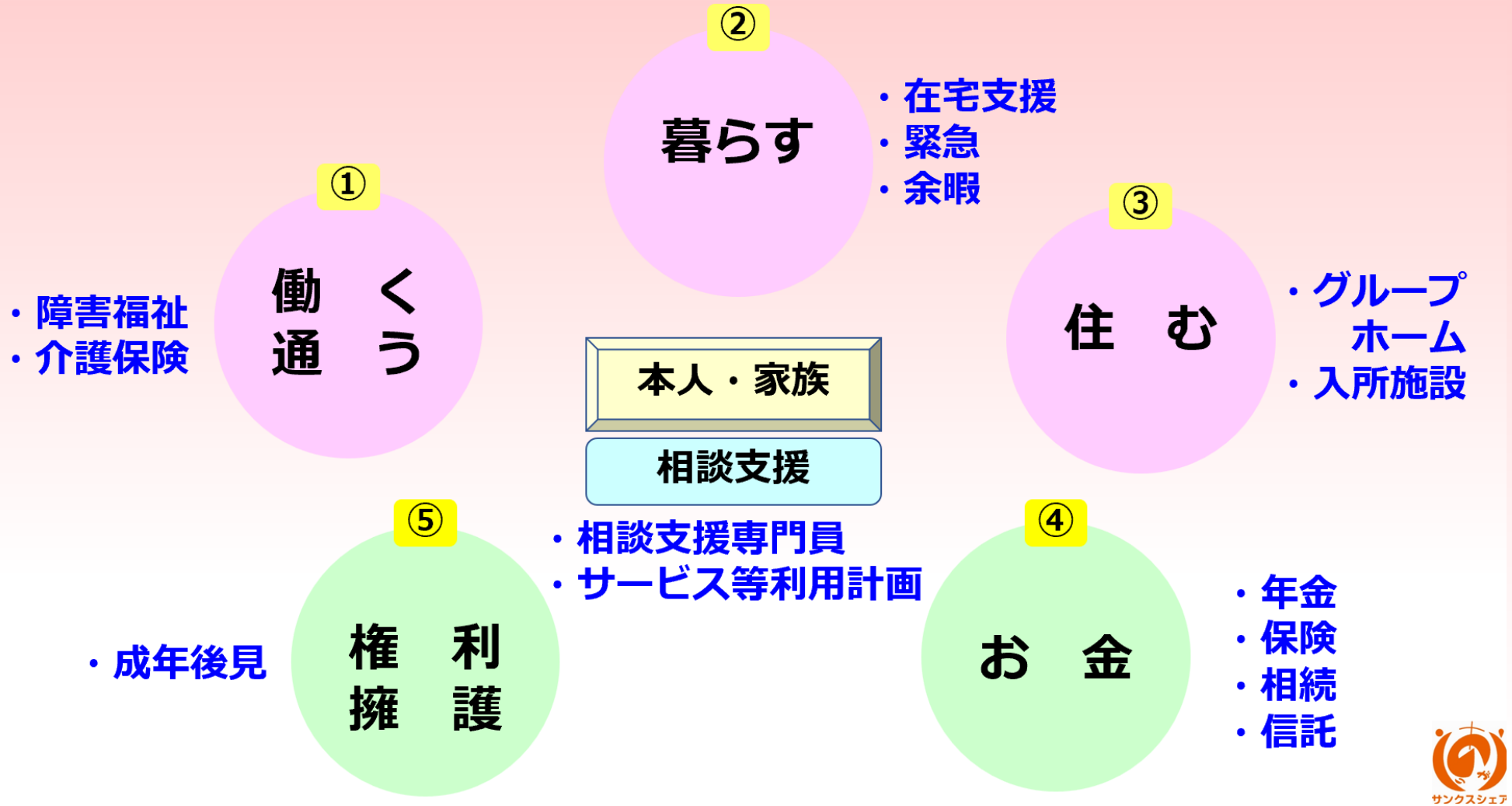
①【「教え方」ですべてが変わる】 社員の生産性が高まる接し方
　社員の「できない」には背景、理由がある
　　→「できる可能性がある」と信じて教える
②　【人件費を削らずに利益増】 社員の心理的コストを下げ、業務に集中しやすく
　心理的な要因はすべてに影響する
　　→「社員の心理的コスト」を下げて効率よく利益増

サンクスシェア

障害のある方の主な福祉サービス等（就労系・日中活動系）一覧【2025年最新】

福祉サービス等	内容・支援の特徴	対象者・主な例・留意点	収入の目安（参考値）
一般就労（障がいを公表せず）	• 企業で雇用される • 業務・配慮は個別に相談	• 障がいがない人と同じ条件で働きたい方 • 年収の平均は約360万円前後	**年収 約300万円強**
一般就労（障がい者雇用）	• 障がい者雇用枠で企業に雇用 • ジョブコーチ等の支援あり	• 障がいのある方 • 合理的配慮のもとで働く • 年収の平均は約200万円前後	**年収 約200万円前後**
就労移行支援	• 一般就労に向けた訓練 • 職場実習・就職活動の支援	• 一般就労を希望する方（18歳以上65歳未満） • 原則2年の訓練（最長3年）	**原則なし**（訓練中の工賃・賃金なし）
就労継続支援A型	• 雇用契約を結び働く • 仕事の提供・一般就労への支援も	• 一般就労が難しいが、雇用契約で働ける方（18歳以上65歳未満）	**月収 約8万円～約10万円**
就労継続支援B型	• 自分のペースで働く • 軽作業などの仕事の提供	• 一般就労が難しい方（年齢制限なし）	**月額 約3,000円～約5万円**
生活介護	• 日中の居場所で支援 • 食事・入浴・創作など	• 常に介護が必要な方 • 医療的ケアが必要な方も	**原則なし**（生産活動を行う場合は工賃あり）

サンクスシェア


②
暮らす
・在宅支援
・緊急
・余暇
①
働　く
通　う
・障害福祉
・介護保険
③
住　む
・グループホーム
・入所施設
本人・家族
相談支援
・相談支援専門員
・サービス等利用計画
⑤
権　利
擁　護
・成年後見
④
お　金
・年金
・保険
・相続
・信託
サンクスシェア

②　暮らす

利用できる福祉サービス（主なもの）居宅介護サービスは、障がい支援区分１以上必要

①家事支援	• 居宅介護サービスによる家事援助 • 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認 • 病院の薬とりの代行　など
②身体介護	• 居宅介護サービスによる身体介護 • 訪問入浴サービス（移動入浴車） • 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般
③外出支援	• **移動支援**、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい） • 重度訪問介護 • 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等
④短期入所	• 家族等の都合により、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を受ける • 介護者にとってのレスパイトサービス（休息）の役割もある

サンクスシェア


楽しい絵画


パソコン


収穫祭

令和8年 November 11月 東障がい者フレンドホーム 月間予定表

曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	1	2	3	4	5	6	7
午前	たのしい絵画①	休館日	文化の日 祝日 休館日	ツナグYOGA①	大人の絵画		東フレンド ふよう学園 フェスタ
午前	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			
午後	アートS			松島くらぶ3B	健康 すいすい		
午後	松島遊遊ランド				ドラムクラブ		
日付	8	9	10	11	12	13	14
午前		休館日		あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	親子リトミック
午前	松島遊遊ランド						リズム遊び
午後						ふよう余暇 (運動)	音楽クラブ①
午後	アートS		キッズエンジェル		ドラムクラブ	オトナの学校	音楽クラブ②
日付	15	16	17	18	19	20	21
午前	たのしい絵画①	休館日	親子カフェ ○△□	ツナグYOGA①	大人の絵画		スポーツレク
午前	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			
午後	アートS		ゲンキ体操	茶道	健康 すいすい		よさこい
午後	松島遊遊ランド		和白出張教室				
午後			幼児リトミック	ピアひがし	ドラムクラブ	3B体操	
日付	22	23	24	25	26	27	28
午前		勤労感謝の日 祝日 休館日	干支づくり	あすなろ	チューリップ くらぶ	はがき絵	親子リトミック
午前	収穫祭						リズム遊び
午後				リラックスヨガ	ふよう余暇 (絵画)		音楽クラブ①
午後	松島遊遊ランド		キッズエンジェル		ドラムクラブ	食友会	音楽クラブ②
日付	29	30					
午前	書道①	休館日					
午前	書道②						
午後	ミッツ運動						
午後	松島遊遊ランド						

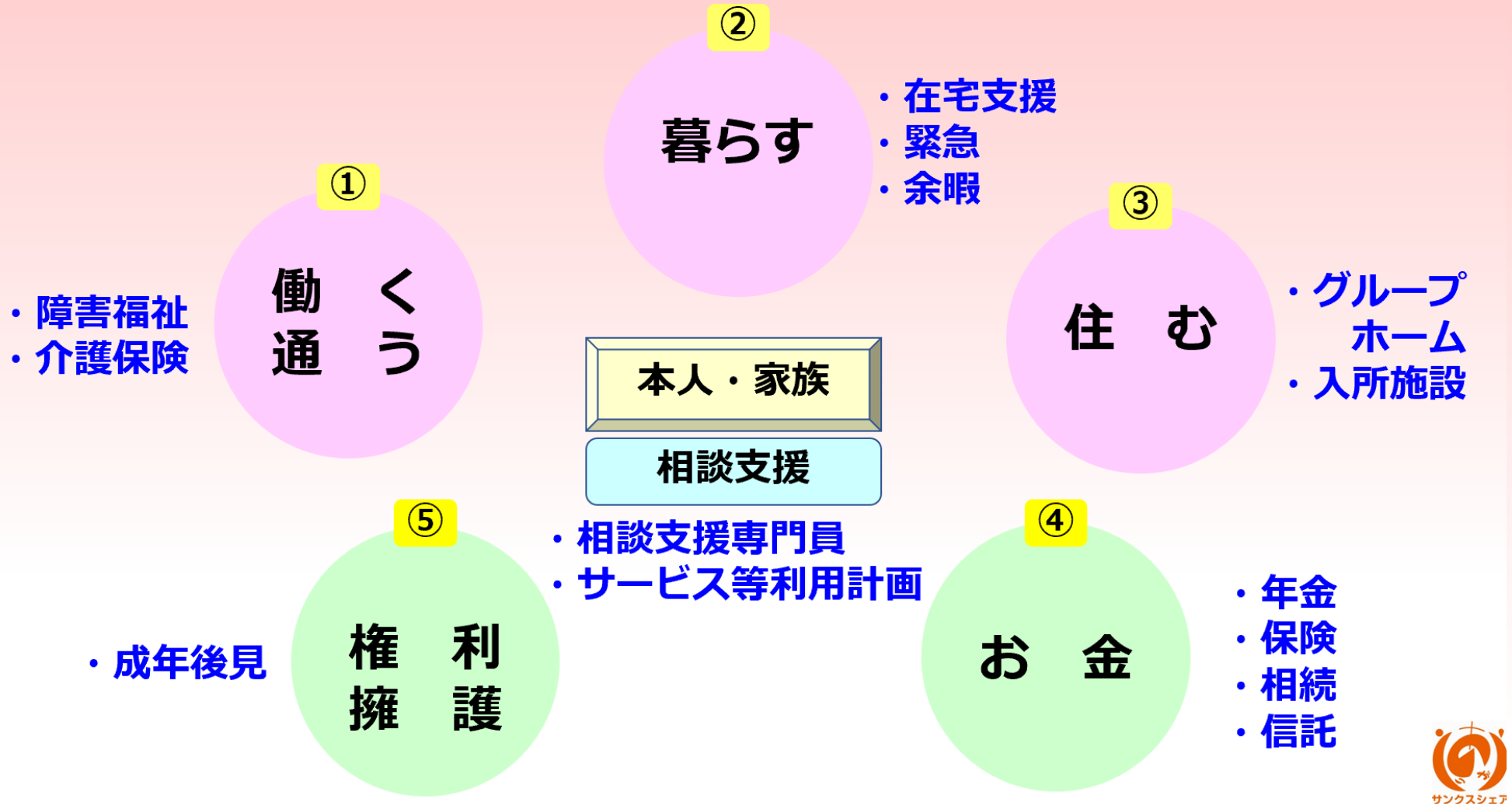
11/7 （土） 東フレンドホーム＆ふよう学園フェスタ
11/8 書道教室 →11/29 変更です!
11/22（日）秋の収穫祭 （さつまいもと落花生の収穫）
11/24（火）干支作りの2回目
11/29（日）ミッツ運動教室


和太鼓


音楽クラブ


そば打ち

サンクスシェア


②
暮らす
・在宅支援
・緊急
・余暇
①
働く
通う
・障害福祉
・介護保険
③
住む
・グループホーム
・入所施設
本人・家族
相談支援
・相談支援専門員
・サービス等利用計画
⑤
権利
擁護
・成年後見
④
お金
・年金
・保険
・相続
・信託

③　住む

住まい

- 家族と同居
- 一人暮らし
  - 持ち家
  - 賃貸
    ※ 公営住宅　UR　一般
    （居住サポート事業）
- グループホーム
  - 一人暮らしタイプ
  - シェアハウスタイプ
- 入所施設

地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能（区分によって事業所報酬に違いあり）		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数（令和２年4月時点）	７７１８事業所	１３１２事業所	１８２事業所
利用者数（令和2年4月時点）	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋

サンクスシェア

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	０円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 37,200円の負担がある方もいる。
家賃	２万円～４万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	１万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 （食事提供加算）目安：平均300円
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：９万円	※１０万円-家賃補助１万円＝９万円

ソーシャルワーカー　稲岡由梨氏（所属：街の相談室ほろん）作成

サンクスシェア

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、25,000円以上が手元に残る設定

手元に残る額　①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		
		実負担額　③+④		
①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を超えた収入の50%	③66,667円 − 「その他生活費」	④66,667円を超えた収入の50%	補足給付で支払う
収入 ＝ 年金収入 ＋ 就労収入(控除有り) ＋ 他の収入(控除の可能性有り) − 必要経費				補足給付

【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円　食費・光熱水費：54,000円　作業工賃：5,000円　国保：1,896円

・手元に残る額・・・３７，５３４円

・実費負担・・・・・４８，２０１円　（＋補足給付5,799円　＝　食費・光熱水費54,000円）

社会福祉法人『東宏会』HPより


②
暮らす
・在宅支援
・緊急
・余暇
①
働く
通う
・障害福祉
・介護保険
③
住む
・グループホーム
・入所施設
本人・家族
相談支援
・相談支援専門員
・サービス等利用計画
⑤
権利
擁護
・成年後見
④
お金
・年金
・保険
・相続
・信託
サンクスシェア

④　お金

知っておきたい社会保障制度

障がい年金

特別障がい者手当

精神または身体に著しく重い障がいがあり、日常的に特別な介護が必要な人（在宅20歳～）

失業手当

職業訓練給付金

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練を受講するために受ける給付金

生活保護

世帯全員の資産や能力その他あらゆるものを活用しても生活が維持できない場合

生活困窮者自立支援制度

様々な事情により生活に困っている方に対して、自立に向けた支援を行う制度

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助を行う

（社会福祉協議会）

高額療養費制度

自己負担限度額を超えた額が、高額医療費として支給される

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

重度障がい者医療費助成制度

重度の身体・知的・精神障がいを有する人の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成

サンクスシェア

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険
（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険
（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険
（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法２条）

【保険者】　保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社
【契約保険者】　保険契約に基づいて、保険料を支払う人
【被保険者】　保険の対象となる人
【保険金受取人】保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

保険法資料

サンクスシェア

＼入っておくとあんしん。こんな保障も／

ぜんち共済
株式会社資料

入院（ケガ）
ショートステイ中にフルカリ洗剤を誤飲して入院
3万4千円

入院（ケガ）
出勤中に自転車で転倒した左大腿骨骨折
33万6千円

入院（病気）
誤嚥性肺炎
21万円

入院（病気）
腸閉塞
15万円

入院（病気）
新型コロナウイルス
21万3千円

傷害通院
スーパーの実習中に包丁で人差し指を切った
4千円

個人賠償責任補償
学校の送迎車に乗車中、他生徒の眼鏡を破損
1万3千円

個人賠償責任補償
施設の壁と扉を破損
42万5千円

個人賠償責任補償
自転車走行中に歩行者にぶつかり左膝などを骨折させた
912万円

権利擁護
言いくるめられて携帯を契約させられた
38万6千円

権利擁護
勤務先でパワハラを受けた
46万9千円

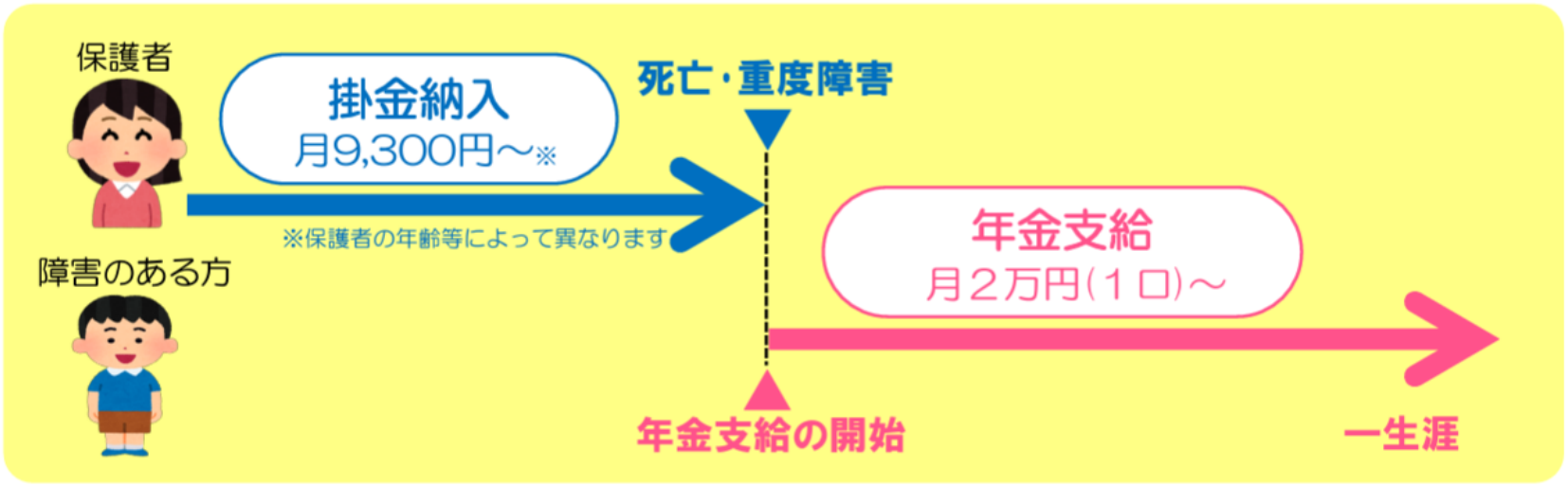
特定疾病入院
特定疾病（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん）で入院
日額3千円

＊表示単位未満切り捨て

サンクスシェア

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、

障害のある方へ、終身年金を支給します。



年齢区分	金額（円）
35歳未満	9,300
35歳以上40歳未満	11,400
40歳以上45歳未満	14,300
45歳以上50歳未満	17,300
50歳以上55歳未満	18,800
55歳以上60歳未満	20,700
60歳以上65歳未満	23,300

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」の４つのメリット

毎月２万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月２万円が生涯にわたって支給されます。**
(２口加入の場合は４万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの**「付加保険料」が必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

※ 生活保護の収入認定に含まれない。

厚生労働省資料

サンクスシェア

【相続】ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと（亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと）

【遺産】

- 現金や預貯金
- 株式等の有価証券
- 車や貴金属等の動産
- 土地や建物等の不動産
- 借入金等の債務
- 賃借権、特許権、著作権等の権利

遺言による相続

- 自筆証書遺言
- 公正証書遺言

法定相続

配偶者相続人	血族相続	配偶者の相続分	血族の相続分	留意点
配偶者	子	1/2	1/2	・子が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて子
配偶者	直系尊属	2/3	1/3	・親が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて親
配偶者	兄弟姉妹	3/4	1/4	・兄弟姉妹が複数いる場合は頭割り ・配偶者がいない場合はすべて兄弟姉妹

分割協議による相続

※ 判断能力がない（7～10歳程度）場合、後見人をつける必要がある。

ぜんち共済株式会社資料

サンクスシェア


②
暮らす
・在宅支援
・緊急
・余暇
①
働く
通う
・障害福祉
・介護保険
③
住む
・グループホーム
・入所施設
本人・家族
相談支援
・相談支援専門員
・サービス等利用計画
⑤
権利
擁護
・成年後見
④
お金
・年金
・保険
・相続
・信託
サンクスシェア

⑤　権利擁護

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、財産や権利を守る制度

成年後見制度

法定後見制度

	判断能力	権限
後見	常に△	全ての代理権
保佐	著しく△	重要な取消権・同意権
補助	△	個別の取消権・同意権

任意後見制度

任意後見人
＋
任意後見監督人

将来型	判断能力◎
即効型	判断能力↘ 契約能力○
移行型	発生前財産管理

※ 親権を使った任意後見の検討
通帳・マイナンバー・印鑑登録（15歳）

サンクスシェア

法定後見制度

・診断書を参考に家庭裁判所が決定
・成年後見人は家庭裁判所が決定

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

サンクスシェア

成年後見人、任意後見人の２つの職務　「財産管理」「身上監護」

① 預貯金の管理・解約
② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
③ 不動産の処分
④ 相続手続き
⑤ 保険金受取
⑥ 訴訟手続きなど

※ 具体的な内容や権限の範囲などは、家庭裁判所が決定する

任意後見の留意点

※ 将来の判断能力の低下に備えて「約束」を決めておく

・任意後見は、契約内容を本人が理解できることが必要（軽度）
・未成年であれば、親権を使って任意後見契約が可能
・任意後見監督人への報酬が発生（１～２万円）
・任意後見の権限に、取消権はない

サンクスシェア

成年後見制度 ここが変わります

2026年に改正法が成立
2028年秋ごろ施行予定

現在の制度（～2028年秋まで）

判断能力の程度に応じて、3つの類型に分かれています。

後見



判断能力が
ほとんどない方

保佐



判断能力が
著しく不十分な方

補助



判断能力が
不十分な方

改正後の制度（2028年秋ごろから）

「補助」を中心に、本人に必要な支援を個別に設定できる仕組みに変わります。



補助を中心とした制度に

本人に必要な支援の内容を、個別に設定します。

- 必要な支援だけ利用できる
- 本人の意思をより尊重
- 利用終了や見直しがしやすくなる

1 3つの類型を見直し



「補助」を中心に、
本人に必要な支援を
個別に設定できる
仕組みに変わります。

2 本人の意思をより尊重



本人が何を望んで
いるかを確認し、
自分で決められる
部分を大切にします。

3 必要な支援だけ利用できる



契約や財産管理など、
支援が必要な法律行為
に応じて、必要な権限
だけを設定します。

4 利用終了・見直しがしやすくなる



本人の状態に応じて、
支援の内容を見直したり、
利用を終了したりできる
柔軟な制度になり

サンクスシェア

法定後見人		
管理財産額	月額	年額
1,000万円以下	２万円	２４万円
1,000万円 ～5,000万円	３～４万円	３６～４８万円
5,000万円～	５～６万円	６０～７２万円

管理財産額5,000万円超の場合	法定後見（７２万/年）
１０年	７２０万円
２０年	１，４４０万円
３０年	２，１６０万円
４０年	２，８８０万円

最高裁判所HP（成年後見人等の報酬額のめやす）

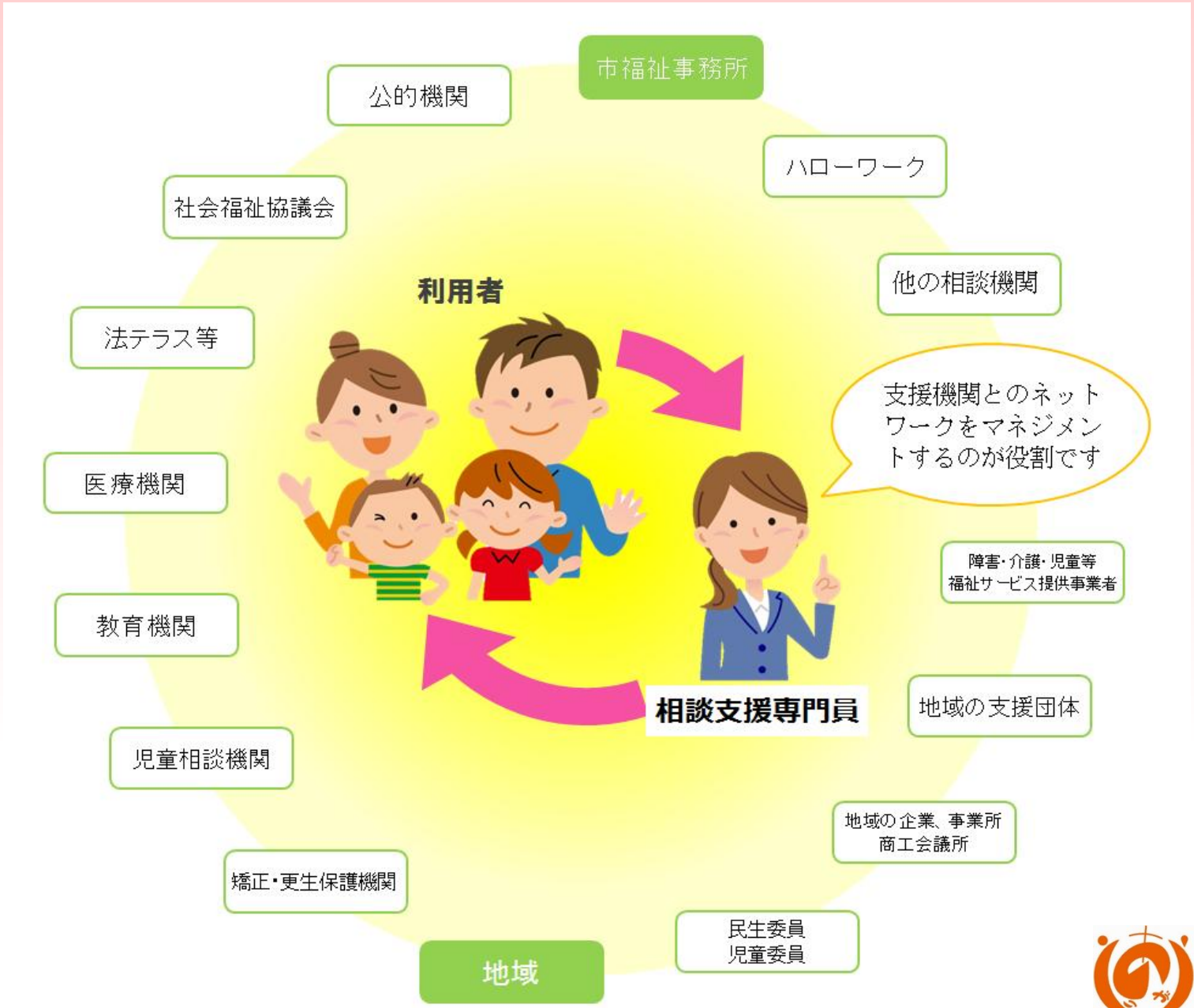
サンクスシェア

相談支援

サンクスシェア

うまく活用したい

- 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- 専門家との橋渡しをしてくれる
- 専門的な情報提供を頼むことができる
- 関係機関のチーム作りをしてくれる
- 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- 困ったことについていつでも相談しやすい
- 支援の方向性について、関係機関と共有できる



【①　基本相談支援】

・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）

・社会生活力を高めるための支援

・権利擁護のために必要な援助

・専門機関の紹介など

【②　計画相談支援】

・サービス等利用計画の作成（受給者証の発行➡担当者会議の実施）

・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

相談支援事業所の種別と役割（全体図）

※図は国の制度を基に作成した一般的なイメージです。設置状況や名称は自治体により異なります。

利用する方

障害のある方とその家族


障害のある子ども（0～17歳）


障害のある成人（18歳以上）


家族・きょうだい


支援に関する相談をしたい方

相談 ⇔ 支援

計画相談支援事業所

サービス利用に関する計画作成を行う事業所

障害児相談支援



- 障害児支援利用計画の作成（児童通所支援などの利用時）
- モニタリング（定期的な見直し）
- 支援機関との連絡調整

主な対象　0～17歳の障害のある子ども

特定相談支援



- サービス等利用計画の作成（障害福祉サービスの利用時）
- モニタリング（定期的な見直し）
- 支援機関との連絡調整

主な対象　18歳以上の障害のある方

一般相談支援事業所

地域での生活を支えるための相談を行う事業所

地域移行支援



- 施設や病院からの地域生活への移行支援
- 住まい、生活に関する相談・調整
- 関係機関との連絡調整

主な対象　施設・病院に入所・入院している障害のある方（主に18歳以上）

地域定着支援



- 一人暮らしなどの地域生活の継続を支援
- 緊急時の相談対応
- 関係機関との連絡調整

主な対象　一人暮らしなどで地域生活をしている障害のある方（主に18歳以上）

連携調整 ⇔

つながる関係機関


障害福祉サービス（生活介護・就労支援・グループホーム等）


児童通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援等）


学校・教育機関（保育所・幼稚園・学校・教育支援センター等）


医療機関（病院・診療所・発達外来等）


行政機関（市町の障害福祉・こども・保健・教育などの担当課）


その他の関係機関（福祉・医療・教育・企業・地域団体など）

支援・連携・バックアップ ⇕

基幹相談支援センター

地域で相談支援体制の中核となる機関



- 総合的・専門的な相談支援（どこに相談すればよいかの案内を含む）
- 地域の相談支援事業所への後方支援（研修・助言・人材育成など）
- 地域の相談支援体制の整備・連携の推進
- 権利擁護・虐待防止に関する取組　など

主な対象
地域で暮らすすべての障害のある方とその家族、相談支援事業所、関係機関など

サンクスシェア

相談支援事業所の種別

	体制加算なし（通常型）	機能強化型Ⅳ	機能強化型Ⅲ	機能強化型Ⅱ	機能強化型Ⅰ
					
サービス利用支援費（1件あたり）	1,572単位	1,672単位	1,822単位	1,914単位	2,014単位
継続サービス利用支援費（1件あたり）	1,308単位	1,408単位	1,558単位	1,661単位	1,761単位
相談支援専門員の配置	相談支援専門員 1名以上 （常勤・非常勤は問わないが、事業所に必要な配置）	相談支援専門員 **2名以上** （うち常勤1名以上） ＋ 現任研修修了者1名以上 （常勤専従者のうち）	相談支援専門員 **2名以上** （常勤専従） ＋ 現任研修修了者1名以上	相談支援専門員 **3名以上** （常勤専従） ＋ 現任研修修了者1名以上	相談支援専門員 **4名以上** （常勤専従） ＋ 現任研修修了者1名以上

サンクスシェア

- □　相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- □　障がい児支援利用計画をよく読み込む
- □　必要とあらば、思い切って相談員を変える
- □　困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- □　相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- □　課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- □　事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☑　自分でできることは自分でやる

【親心の記録の作成】

【日本知財センターダウンロード】

刊行者より　たくさんの仲間とご縁のおかげで素敵なノートができました!

協力・船橋市手をつなぐ育成会・網走市手をつなぐ育成会・札幌市手をつなぐ育成会　参考文献・「親心の記録」船橋版・「親心の記録」オホーツク版

この「親心の記録」は、障害のある子どもを支援してくれる方々に子どものことを知ってもらい、子どもが安心して人生を全うできるようにと作成したものです。

まずは書けるところから始め、6ページまで書いていただくと支援する方は最低限の対応はしてくださるはずです。ノートを書いておくことで親自身の安心感につながり、子どものために何をしてあげようかとさらに前向きなことも考えられるようになると思います。

障害のある子が「親なきあと」も周囲の暖かいサポートを受けながらその子らしく生きていけるように、「未来への道標として」この「親心の記録」をご活用ください。

（社）日本相続知財センター本部　理事長　中野 幸一

監修者より　子どものこれからを支える「ライフスタイルカルテ」

この「親心の記録～支援者の方々へ」は、「親心の記録」札幌版をベースにしながら、より支援者の方々、親や家族たちが使いやすいものになるように作成しました。

ぜひ本人と家族の未来のために、このノートを活用してください。

「親なきあと」相談室主宰 渡部 伸

渡部伸／行政書士、社会保険労務士、障害のある子を持つ親の共通の悩みをともに考える「親なきあと」相談室（http://www.oyanakiato.com）主宰。家族会や特別支援学校、福祉機関等からの依頼で全国各地で講演活動中。

関連書籍



障害のある子の「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備
著：渡部伸　発行：主婦の友社　定価：1,500円＋税



まんがと図解でわかる障害のある子の将来のお金と生活
著：渡部伸　発行：自由国民社　定価：1,500円＋税



障害のある子の住まいと暮らし
著：渡部伸　発行：主婦の友社　定価：1,500円＋税

目次

刊行者・監修者より …… P1
本人のこと、本人をよく知っている方々 …… P2
パニックやてんかんなどリスクの高い医療情報 …… P3～4
医療機関／利用施設 …… P5～6
1週間の生活スタイル …… P7～8
日常生活の様子 …… P9～10
本人の好きなこと …… P11～12
コミュニケーションや社会性 …… P13～14
移動や外出時について …… P15～16
親として支援する方に伝えたいこと …… P17～18
子どもの健康、その後の対応について …… P19～20
支援マップ …… P21～22
コピー貼り付けページ …… P23～25
ご協力（寄付）のお願い …… P26
ご協力いただいた方々 …… P27～28
一般社団法人 日本相続知財センターグループ …… P29～30

記入例

親として支援する方に伝えたいこと

記入日　2010年　○月　○日

【記入例①】

・この子の障害が分かった時から、親としてはできるだけ楽しい人生を送ってほしい、つらい思いをしないでほしい、という願いで育ててきました。

・親がいなくなった後、まったく同じように生活するのが難しいことはわかっていますが、できるだけ今の環境と大きく変わらない中で生活してほしいと思っています。

・自己決定できることについては、できる限り本人の意思を確認してきました。例えば行きたい場所、着たい洋服、食べたいものについてなどです。今後もそのような場では本人に聞いてみてください。

・人とお話しするのが大好きなので、たくさんの人たちの中で暮らしてほしい。できれば、今通っている施設に仲のいい人たちがいるので、一緒にグループホームに入ることができればと思います。

・食べることも大好きです。ただし太りやすい体質なので食べすぎにはとても注意してきました。健康を損ねることなく、食べる量や内容にケアしていただければありがたいです。

・体を動かすことも大好きです。キャンプや宿泊旅行などの機会があれば、ぜひ連れて行ってあげてください。

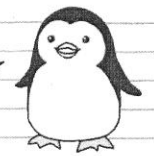
・一日でも長く生きてほしいけれど、苦しい思いをするようであれば無理な延命はしないでください。

【記入例②】

とにかく健康で、楽しく生活してほしい。

できれば地域の方々と交流し、ほんの少しでいいので社会の役に立つような役割が与えられれば、本人も生きがいを感じることができるようになればいいなと思います。

①のように箇条書きで思いつくまま書く、
②のように文章で書く、など書き方は自由です。
最初は短くて構わないので、一行だけでも書いてみてください。



記入例

子どもの健康、その後の対応について

記入日　2010年　○月　○日

●緊急入院時の対応について

入院手続き、手術などの医療同意は弟の○○に確認してください

●介護が必要になった時について

病院や施設など、共同生活のにぎやかな場所を希望します

●介護が必要になった時の費用について

本人の年金にプラスして、親の遺したお金を有効に使って、本人ができるだけ楽しく余生を過ごせるようにしてください

●病名と余命の告知について

できるだけ本人にわかるように伝えてください

精神的に不安定になるようであれば支援者のみなさんで

●延命治療・ホスピスケアについて

親としては苦しい思いはさせたくないと考えています

●葬儀について

ごく普通の世間並みにしてください

互助会に入っているので、費用はそこから出してください

●お墓について

我々と同じお墓に入れてください

●その他子どもの最期について

弟の○○が元気であれば彼に相談してください



サンクスシェア